

作成日：1998年02月27日  
改訂日：2018年07月01日

### 安全データシート

#### 1. 化学品及び会社情報

製品名：クロロIPC「日産」  
会社名：日産化学株式会社  
住所：東京都中央区日本橋二丁目5番1号  
担当部門：農業化学品事業部企画開発部登録グループ  
電話番号：03-4463-8310 FAX番号：03-4463-8331  
緊急連絡電話番号：農薬中毒事故時の問合せ先 公益財団法人日本中毒情報センター

中毒110番	一般市民専用電話 (情報提供料：無料)	医療機関専用有料電話 (一件2,000円)
大阪(365日・24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば(365日・9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

用途及び使用上の制限：農薬(除草剤)、農薬登録内容以外の使用は不可

#### 2. 危険有害性の要約

##### GHS分類

##### 物理化学的危険性

引火性液体：区分3

##### 健康に対する有害性

急性毒性(経口)：区分外

急性毒性(経皮)：区分外

皮膚感作性：区分外

発がん性：区分2

生殖毒性：区分2

特定標的臓器毒性(単回ばく露)：区分2(眼、血液、全身毒性、中枢神経系、気道)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：区分2(眼、血液、血液系、呼吸器、中枢神経系)

##### 環境に対する有害性

水生環境有害性(急性)：区分2

水生環境有害性(長期間)：区分2

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

##### GHSラベル要素

絵表示：



注意喚起語：警告

##### 危険有害性情報

H226 引火性液体及び蒸気

H351 発がんのおそれの疑い

H361 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い

H371 眼、血液、腎臓、全身毒性、中枢神経系、気道の障害のおそれ

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による眼、血液、血液系、呼吸器、  
中枢神経系の障害のおそれ

H401 水生生物に毒性

H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

安全対策

- ・使用前に取扱説明書を入手する。(P201)
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。(P202)
- ・熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざける。禁煙。(P210)
- ・容器を密閉しておく。(P233)
- ・容器を接地する。アースをとる。(P240)
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用する。(P241)
- ・火花を発生させない工具を使用する。(P242)
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずる。(P243)
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない。(P260)
- ・取扱い後はよく手を洗う。(P264)
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。(P270)
- ・環境への放出を避ける。(P273)
- ・保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用する。(P280)

応急措置

- ・皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除く。皮膚を流水又はシャワーで洗う。(P303+P361+P353)
- ・ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受ける。(P308+P313)
- ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受ける。(P314)
- ・火災の場合には、適切な消火剤を使用する。(P370+P378)
- ・漏出物は回収する。(P391)

保管

- ・換気の良い冷所で保管する。(P403+P235)
- ・施錠して保管する。(P405)

廃棄

- ・内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

化学名又は一般名：IPC乳剤

成分及び含有量

成分	化学名	含有量
IPC	イソプロピル-N-(3-クロロフェニル)カーバメート	45.8%
ナフタレン		2.1%
トリメチルベンゼン		3.1%
イソプロピルアルコール		2%
その他成分		47.0%

成分	CAS 番号	安衛法番号	化審法番号
IPC	101-21-3	4-(6)-45	(3)-3217

4. 応急措置

吸入した場合

- ・空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
- ・ばく露又はその懸念がある場合、医師の診断、手当てを受ける。

皮膚に付着した場合

- ・皮膚を速やかに洗浄する。

- ・医師の診断、手当てを受ける。

#### 眼に入った場合

- ・水で数分間注意深く洗う。
- ・コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。
- ・医師の診断、手当てを受ける。

#### 飲み込んだ場合

- ・口をすすぐ。
- ・患者に意識がない場合には、口から何も与えてはならないし、吐かせてもならない。
- ・医師の診断、手当てを受ける。

### 5. 火災時の措置

消火剤：粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス

使ってはならない消火剤：棒状注水

#### 特有の危険有害性

- ・加熱により容器が爆発するおそれがある。
- ・極めて燃え易い、熱、火花、火炎で容易に発火する。
- ・屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
- ・加熱あるいは水の混入により容器が爆発するおそれがある。

#### 特有の消火方法

- ・火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。
- ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- ・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- ・消火作業は風上から行う。

#### 消火を行う者の保護

- ・消火作業の際は、保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具（ホースマスク等）を着用するのが望ましい。
- ・消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- ・関係者以外は近づけない。
- ・立入る前に密閉された場所を換気する。
- ・作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
- ・漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
- ・適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・作業に際しては適切な防護具を着用し、飛散しない方法で回収する。

#### 環境に対する注意事項

- ・河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

#### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

- ・危険でなければ漏れを止める。
- ・少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
- ・大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
- ・乾燥した土、砂あるいは不燃性物質で吸収し、あるいは覆って密閉できる容器に移す。
- ・大量の漏洩物の除去や廃棄処理の場合は専門家の指示による。

#### 二次災害の防止策

- ・すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

- ・可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

技術的対策：情報なし

#### 安全取扱注意事項

- ・使用前に使用説明書を入手する。
- ・すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
- ・周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- ・皮膚との接触を避ける。
- ・空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行う。
- ・ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避ける。
- ・接触、吸入又は飲み込まない。
- ・取扱後は、手、顔等を良く洗い、うがいをする。
- ・ラベルを良く読む。
- ・ラベルの記載内容以外に使用しない。
- ・農薬は余らせて廃棄することのないように全てを使い切る。
- ・使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。
- ・有効期限内に使用する。
- ・使用済み容器は他の用途には絶対に使用しない。
- ・自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色する恐れがあるので、散布液がかからないよう注意する。
- ・かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意する。

#### 衛生対策

- ・取扱い後はよく手を洗う。

### 保管

#### 安全な保管条件

- ・保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、屋根、はりを不燃材料で作る。
- ・施錠して保管する。
- ・容器を密閉して換気の良い場所で保管する。
- ・容器は直射日光や火気を避け、冷暗所で保管する。
- ・食品や飲料と区別して保管する。
- ・小児の手の届くところに置かない。
- ・火気注意。

#### 安全な容器包装材料

- ・消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

### 設備対策

- ・静電気放電に対する予防措置を講ずる。
- ・本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
- ・管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

### 保護具

#### 呼吸器の保護具

- ・適切な呼吸器保護具を着用する。
- ・防塵マスク

#### 手の保護具

- ・保護手袋を着用する。

眼の保護具

- ・眼の保護具を着用する。

皮膚及び身体の保護具

- ・顔面用の保護具を着用する。
- ・適切な保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

形状：透明可乳化油状液体

色：黄褐色

pH：5.2

沸点、初留点及び沸騰範囲：情報なし

引火点：25°C（タグ密閉式）

自然発火温度：情報なし

比重（密度）：1.03

オクタノール／水分係数：情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性：情報なし

化学的安定性：法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる

危険有害反応可能性：情報なし

避けるべき条件：情報なし

危険有害な分解生成物：情報なし

11. 有害性情報

急性毒性：経口・ラット・LD50 雄 5404mg/kg

経口・ラット・LD50 雌 4610mg/kg

経皮・ラット・LD50 雄雌 >2000mg/kg

皮膚腐食性及び刺激性：中等度刺激性

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性：軽度刺激性

皮膚感作性：モルモット 皮膚感作性なし（有効成分 IPC は皮膚感作性あり）

発がん性：区分2のナフタレン濃度が2.1%のため発がん性—区分2とした。

生殖毒性：区分2のイソプロピルアルコール濃度が3.1%のため生殖毒性—区分2とした。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：

区分1（全身毒性、中枢神経系）のイソプロピルアルコール濃度が3.1%のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）—区分2（全身毒性、中枢神経系）とした。

区分1（眼、血液、気道）のナフタレン濃度が2.1%のため特定標的臓器毒性（単回ばく露）—区分2（眼、血液、気道）とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：

区分1（眼、血液、呼吸器）のナフタレン濃度が2.1%のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）—区分2（眼、血液、呼吸器）とした。

区分1（血液系）のイソプロピルアルコール濃度が3.1%のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）—区分2（血液系）とした。

区分1（呼吸器、中枢神経系）のトリメチルベンゼン濃度が2%のため特定標的臓器毒性（反復ばく露）—区分2（呼吸器、中枢神経系）とした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）

魚毒性：コイ急性毒性 96時間 LC50 10.9mg/L

その他：オオミジンコ急性遊泳阻害 48時間 EC50 5.6mg/L

藻類生長阻害 72時間 EC50 1.4mg/L

水生環境有害性（長期間）：

区分1（本混合物の成分46.8%については水生環境有害性が不明）

13. 廃棄上の注意

使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。

- ・ 農家等使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ・ 市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
- ・ 使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報：IMOの規定に従う。

UN No. : 1993

Proper Shipping Name. : FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.

Class : 3

Packing Group : III

Marine Pollutant : Applicable

Transport in bulk according to MARPOL 73/78, AnnexII, and the IBC code :  
Not applicable

航空規制情報：ICAO/IATAの規定に従う。

UN No. : 1993

Proper Shipping Name. : FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.

Class : 3

Packing Group : III

国内規制

陸上規制情報：消防法の規定に従う。

海上規制情報：船舶安全法の規定に従う。

国連番号：1993

品名：その他の引火性液体

国連分類：3

容器等級：III

海洋汚染物質：該当

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質：非該当

航空規制情報：航空法の規定に従う

国連番号：1993

品名：その他の引火性液体

国連分類：3

等級：III

緊急時応急措置指針番号：130

15. 適用法令

農薬取締法：登録農薬（除草剤）

道路法：車両の通行の制限（施行令第19条の13）

消防法（危険物、指定可燃物）：第4類 第二石油類（非水溶性）

毒劇物取締法：該当しない

労働安全衛生法（第57条 表示対象物質）：

ナフタレン

（法令指定番号408）

2.1%

トリメチルベンゼン	(法令指定番号 404)	2%
イソプロピルアルコール	(法令指定番号 494)	3.1%
労働安全衛生法 (第 57 条の 2 通知対象物質) :		
ナフタレン	(法令指定番号 408)	2.1%
トリメチルベンゼン	(法令指定番号 404)	2%
イソプロピルアルコール	(法令指定番号 494)	3.1%
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法) :		
ナフタレン	[第 1 種指定化学物質]	2.1%
土壌汚染対策法 : 該当しない		

## 16. その他の情報

### 記載内容の問合せ先

日産化学株式会社 農業化学品事業部企画開発部登録グループ  
電話番号 : 03-4463-8310

### 記載内容の取扱い

- ・ 記載内容はこの製品の一般的な取扱いに関する情報提供であって、いかなる保証をなすものではありません。
- ・ 記載内容は現時点で一般的に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、全ての情報が網羅されているわけではありません。
- ・ 新たな情報を入手した場合は追加又は改訂されることがあります。
- ・ 注意事項は化学製品の一般的な取扱いについて記載したものですので、特殊な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。